

呼値の制限値幅に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、業務規程第14条第10項の規定に基づく呼値の値幅（以下「呼値の制限値幅」という。）に関し、必要な事項を定める。

(株券及び外国投資証券の制限値幅)

第2条 株券、外国投資証券及び出資証券の呼値の制限値幅は、次の基準値段の区分に従い、当該区分に定めるところによる。

基準値段		制限値幅	
100円未満のもの		上下	30円
100円以上	200円未満のもの	"	50円
200円 "	500円 "	"	80円
500円 "	700円 "	"	100円
700円 "	1,000円 "	"	150円
1,000円 "	1,500円 "	"	300円
1,500円 "	2,000円 "	"	400円
2,000円 "	3,000円 "	"	500円
3,000円 "	5,000円 "	"	700円
5,000円 "	7,000円 "	"	1,000円
7,000円 "	1万円 "	"	1,500円
1万円 "	15,000円 "	"	3,000円
15,000円 "	2万円 "	"	4,000円
2万円 "	3万円 "	"	5,000円
3万円 "	5万円 "	"	7,000円
5万円 "	7万円 "	"	1万円
7万円 "	10万円 "	"	15,000円
10万円 "	15万円 "	"	3万円

15万円	"	20万円	"	"	4万円
20万円	"	30万円	"	"	5万円
30万円	"	50万円	"	"	7万円
50万円	"	70万円	"	"	10万円
70万円	"	100万円	"	"	15万円
100万円	"	150万円	"	"	30万円
150万円	"	200万円	"	"	40万円
200万円	"	300万円	"	"	50万円
300万円	"	500万円	"	"	70万円
500万円	"	700万円	"	"	100万円
700万円	"	1,000万円	"	"	150万円
1,000万円	"	1,500万円	"	"	300万円
1,500万円	"	2,000万円	"	"	400万円
2,000万円	"	3,000万円	"	"	500万円
3,000万円	"	5,000万円	"	"	700万円
5,000万円以上のもの				"	1,000万円

2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。

- (1) 株券（本所、国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。）のうち新たに上場された銘柄（本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。）の上場後最初の約定値段（以下「初値」という。）の決定前における当該直接上場銘柄
- (2) 事業を承継させる人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。）が行われる銘柄（本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値段（以下「権利落後始値」という。）の決定前（本所がその都度定める場合は、当日の売買立会終了時まで）における当該人的

分割銘柄及び株式無償割当て（割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。）が行われる銘柄であって本所がその都度指定する銘柄（以下「株式無償割当て銘柄」という。）の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄

（3）上場廃止の基準に該当し整理銘柄に指定された銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日までにおける当該銘柄

3 前2項の規定にかかわらず、新株券及び新出資証券の呼値の制限値幅は、旧株券及び旧出資証券の呼値の制限値幅と同一とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、新株予約権証券の呼値の制限値幅は、旧株券の呼値の制限値幅に新株予約権の行使により交付される株数を乗じて算出した値幅とする。

5 第1項及び前2項の場合において、基準値段に呼値の制限値幅を加えて得た値段について、当該値段における呼値の単位に満たない端数金額があるときは、これを切り上げるものとする。

（転換社債型新株予約権付社債券の制限値幅）

第3条 転換社債型新株予約権付社債券の呼値の制限値幅は、当該転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行に係る行使対象上場株券の呼値の制限値幅に転換比率（額面100円当たりの発行価額／新株予約権の行使により発行する株式の発行価額（以下「転換価額」という。当該転換社債型新株予約権付社債券が行使期間の中斷が行われる転換社債型新株予約権付社債券である場合において、業務規程第25条の規定により定める行使条件の変更期日（以下「行使条件の変更期日」という。）から次に適用される転換価額が確定する日までの間においては、本所がその都度定める額））を乗じて算出した値幅（呼値の単位に満たない端数は切り上げる。）とする。ただし、算出した値幅が5円に満た

ない場合には、5円とする。

(カバードワラントの制限値幅)

第3条の2 カバードワラントの呼値の制限値幅は、1,000円とする。

(基準値段)

第4条 前3条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。

(1) 内国株券（内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。以下同じ。）、内国商品信託受益証券及び出資証券

前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の当該銘柄の最終値段（呼値に関する規則第13条第1項又は同第14条の規定により特別気配表示が行われているとき又は表示した気配値段があるときは、当該最終特別気配値段又は気配値段を含む。）とし、本所が市場情勢の推移等により当該最終値段を基準値段とすることが適当でないと認める場合又は前日に約定値段（呼値に関する規則第13条第1項又は同第14条の規定により特別気配表示が行われているとき又は表示した気配値段があるときは、当該特別気配値段又は気配値段を含む。）がない場合は、本所がその都度定める。ただし、業務規程第24条第1項の規定により定める株券の配当落等の期日（以下「配当落等の期日」という。）、同第24条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日又は同第25条の規定により定める取得対価の変更期日（以下「取得対価の変更期日」という。）の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。

(2) 外国株券及び外国投資証券

前号の規定を適用する。

(3) 転換社債型新株予約権付社債券

第1号本文の規定を適用する。ただし、業務規程第25条の規定により定める行使条件の変更期日又は業務規程第25条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日の基準値段は、本所がその都度定める。

(4) カバードワラント

第1号の規定(ただし書きを除く。)を準用する。

2 前項第1号の規定にかかわらず、直接上場銘柄の初値決定日並びに人的分割銘柄及び株式無償割当て銘柄の権利落後始値の決定日における呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。

(1) 直接上場銘柄については、初値とする。

(2) 人的分割銘柄及び株式無償割当て銘柄については、権利落後始値とする。

3 第1項第3号の規定にかかわらず、転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、上場日の直前に国内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄以外の銘柄の上場日における呼値の制限値幅の基準値段は、本所がその都度定める。

(制限値幅の変更措置)

第5条 第2条、第3条及び第3条の2の規定にかかわらず、本所は、売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、全部又は一部の銘柄について呼値の制限値幅を変更することができる。

付 則

この規則は、平成10年3月1日以降の日で、本所が定める日から施

行する。ただし，第4条の改正規定は，平成10年2月9日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は平成10年3月23日

付 則

この規則は，平成12年6月1日以降の日で，本所が定める日から施行する。ただし，第2条ただし書及び第4条の改正規定は，平成12年4月3日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は平成12年7月17日

付 則

この規則は，平成13年6月1日までの本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は平成13年4月16日

付 則

この規則は，平成13年5月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成13年10月1日から施行する。

付 則

この規則は，本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は平成16年12月13日

付 則

この規則は，平成18年1月30日から施行する。ただし，定款第5条第1号に規定する売買立会市場に上場する銘柄並びに同条第3号に規定するニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」に上場する転換社債型新株予約権付社債券及び外国株券については，平成18年2月26日まで，なお従前の例による。

付 則

この規則は，平成18年2月27日から施行する。

付 則

この規則は，平成18年5月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年2月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年4月14日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年8月20日から施行する。

付 則

この規則は，平成21年1月5日から施行する。

付 則

1 この規則は，平成21年11月16日から施行する。

2 この規則施行の際，現に平成21年11月16日改正前の業務規程第27条第1号の規定により売買の停止が行われている銘柄については，なお従前の例による。

付 則

この規則は，平成22年1月4日から施行する。

付 則

この規則は，平成22年1月4日から施行する。

付 則

この規則は，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規則は，平成23年5月9日から施行する。

付 則

この規則は，平成23年8月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成25年1月1日から施行する。

基準値段算出に関する表

1 株券（第4条第1項第1号及び第2号関係）

(1) 配当落

a 金銭の配当の場合

基準値段 = 配当付最終値 - 配当金額

b 前a以外の場合

本所がその都度定める。

(2) 権利落（新株落）

a 株式分割の場合

(a) 新株落が配当落と同時の場合

基準値段 = (権利付最終値 - 配当金額) × 分割比率

(b) 新株落が配当落と異なる場合

基準値段 = 権利付最終値 × 分割比率

b 株式無償割当て（当該株券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）の場合

(a) 新株落が配当落と同時の場合

$$\text{基準値段} = \frac{\text{権利付最終値} - \text{配当金額}}{1 + \text{新株割当率}}$$

(b) 新株落が配当落と異なる場合

$$\text{基準値段} = \frac{\text{権利付最終値}}{1 + \text{新株割当率}}$$

c 有償増資（併行増資を含む。）の場合

(a) 新株落が配当落と同時の場合

基準値段 = 権利付最終値 - 配当金額 + 新株払込金額

$$\text{基準値段} = \frac{\text{1} + \text{新株割当率}}{\text{新株落が配当落と異なる場合}}$$

$$\text{基準値段} = \frac{\text{権利付最終値} + \text{新株払込金額}}{\text{1} + \text{新株割当率}}$$

d その他の場合

本所がその都度定める。

(3) 株式併合

a 株式併合後の株券の売買開始の期日が配当落と同時の場合

$$\text{基準値段} = \frac{(\text{株式併合前最終値} - \text{配当金額})}{\text{併合比率}}$$

b 株式併合後の株券の売買開始の期日が配当落と異なる場合

$$\text{基準値段} = \frac{\text{株式併合前最終値}}{\text{併合比率}}$$

(4) 権利落（新株予約権無償割当て（割り当てられる新株予約権証券が上場されるものに限る。））

(2) c の規定を準用する。この場合において、同 c 中「新株落」とあるのは「権利落」と、「新株払込金額」とあるのは「新株予約権の行使に際して払い込む金額」と、「新株割当率」とあるのは「株式 1 株に対し割り当てられる当該新株予約権の行使により交付される株式の数」と読み替えるものとする。

(5) 取得対価の変更

本所がその都度定める。

2 優先出資証券、出資証券、投資信託受益証券、投資証券及び内国商品信託受益証券

第 1 項の規定は、優先出資証券、出資証券、投資信託受益証券、投

資証券及び内国商品信託受益証券について準用する。

3 外国投資信託受益証券，外国証券信託受益証券，外国受益証券発行信託の受益証券及び外国投資証券

第1項の規定は，外国投資信託受益証券，外国証券信託受益証券，外国受益証券発行信託の受益証券及び外国投資証券について準用する。

4 以上に定めるもののほか，権利落等の場合における基準値段は，本所がその都度定めるものとする。

(注1) 配当付最終値及び権利付最終値とは，配当落及び権利落となる日の前日の当該銘柄の最終値段をいう。ただし，第3項の規定により準用する場合は，その日の適用される当該銘柄の外国の主たる金融商品取引所（組織された店頭市場を含む。）における直近の日（本所の直前の売買立会以後の日）の最終値段又は最終気配相場（以下「外国の相場」という。）とする。

(注2) 配当金額は，前期配当金額とする。ただし，配当金額につき変更等が予想される場合には，当該銘柄の発行者への照会により確認（優先株について配当金額が累積されている場合は当該銘柄の発行者からの通知により確認）された当期の配当金額によるものとする。

(注3) 株式併合前最終値とは，株式併合後の株券の売買開始の期日の前日の当該銘柄の最終値段をいう。

(注4) 新株払込金額は，旧株1株に対する新株の払込金額とする。

(注5) 外国の相場及び外国株券に係る配当金額は，中値により円換算する。ただし，本所が外国為替相場の大幅な変動等のため中値により円換算することが適当でないと認めたときは，本所がその都度定める。

(注6) 新株予約権の行使に際して払い込む金額は，新株予約権

の行使により交付される株式 1 株あたりの払込金額に新株予約権の行使により交付される株式の数を乗じて算出する金額とする。

(注 7) (注 2) 及び(注 4)の規定は、外国投資信託受益証券、外国証券信託受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券及び外国投資証券について準用する。この場合において、外国投資信託受益証券にあっては、(注 2)中「配当金額」とあるのは「収益分配金額」と、(注 4)中「新株払込金額」とあるのは「追加発行される受益権払込金額」と、「旧株 1 株」とあるのは「現在発行されている受益権」と、外国証券信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券にあっては、(注 2)中「配当金額」とあるのは「給付金額」と、(注 4)中「新株払込金額」とあるのは「追加発行される受益権払込金額」と、「旧株 1 株」とあるのは「現在発行されている受益権」と、外国投資証券にあっては、(注 2)中「配当金額」とあるのは「利益分配金額」と、(注 4)中「新株払込金額」とあるのは「追加発行される投資口払込金額」と、「旧株 1 株」とあるのは「現在発行されている投資口」と読み替えるものとする。